

3 療育手帳について ★マイナンバー

申請により知的障害があると判定された方に交付されます。手帳は各種の助成制度を受けやすくするもので、障害の程度によりA(重度)とB(中軽度)に区分されます。

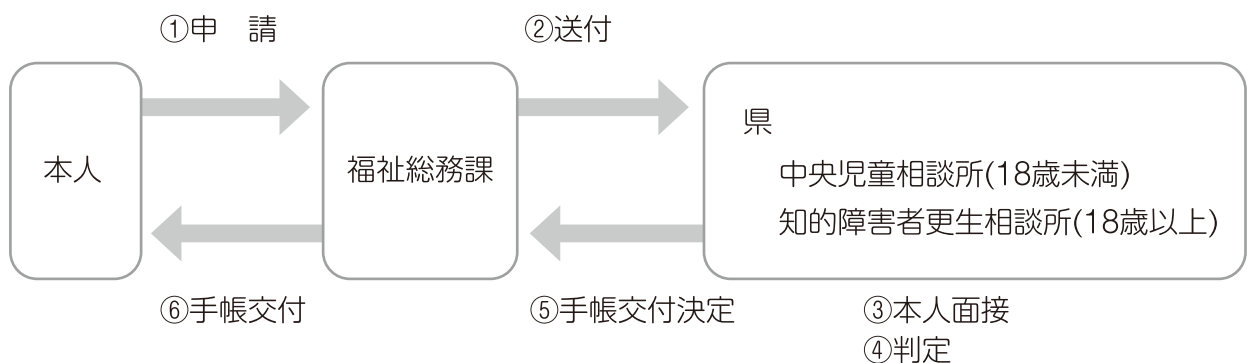
申請手続

区 分	お持ちいただくもの
新 規 交 付	申請書、生活現状調査票、顔写真1枚(縦4cm×横3cm) 同意書(18歳以上)
再 判 定	申請書、生活現状調査票、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
住所・氏名変更	申請書、手帳
県外より転入	申請書、生活現状調査票、顔写真1枚(縦4cm×横3cm) 申出書、手帳
手 帳 破 損	申請書、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
手 帳 紛 失	申請書、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
死亡等手帳返還	申請書、手帳

※申請書、生活現状調査票、同意書、申出書は、福祉総務課にあります。

※顔写真は1年以内に撮影したもので、上半身脱帽に限ります。白黒・カラーは問いません。写真プリント用紙にプリントしてください。

※18歳以上で療育手帳の新規交付申請をする場合は、上記に加え18歳未満から知的障害があったことがわかる疎明資料(母子手帳、小・中学校の通知表、18歳未満に受けた知能検査結果など)をお持ちください。



※通常、申請から交付まで3～4か月程度の日数が必要です。

※再判定の申請は、手帳に記載された再判定の時期より3～4か月前に福祉総務課へ申請してください。

※手帳の判定は県(中央児童相談所・知的障害者更生相談所)が行います。